

平成31年度国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対する指導検査実施方針

1 基本方針

平成27年度から子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）が施行され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）について、支援法に基づく適正な事業実施の確保のために、市町村が指導検査を行うことが規定された。

全ての利用者（特定教育・保育施設等を利用する子どもをいう。）が特定教育・保育施設等を安心して利用できるよう、支援法、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年条例第23号。以下「市運営基準条例」という。）、国分寺市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第22号）等に基づき、平成31年度においては本方針に定める重点項目を中心に指導検査を実施する。

併せて、指導検査において指摘した事項については、改善状況を確認できるまで継続的に指導し、特定教育・保育施設等の適切な運営及び提供するサービスの質の向上を図ることとする。

また、これらの指導検査の実施に当たっては、保育事務所管課と密接な連携を図り、特定保育施設（認可保育所）の指導検査に当たっては、児童福祉法に基づく認可と指導検査の権限を持つ東京都とも連携して、効果的かつ効率的に行う。

2 指導検査の重点項目

（1）運営管理関係

ア 職員の確保及び処遇

（ア）職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。

(イ) 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。

(ウ) 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。

(エ) 職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。

イ 安全対策の徹底

(ア) 在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。

(イ) 消防計画に基づく避難訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか。

(2) 保育内容関係

ア 保育所保育指針の徹底

(ア) 子供の人権に配慮した適切な保育が行われているか。

(イ) 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。

イ 児童一人ひとりに応じた保育の徹底

(ア) 児童の健康状態の把握が適正になされているか。

(イ) アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

ウ 安全対策の徹底

(ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。

(イ) 食事中、プール活動・水遊び中及び園外保育時等の事故防止に配慮しているか。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。

(エ) 食中毒・感染症（特にインフルエンザ，腸管出血性大腸菌O157，

ノロウイルス) 予防対策が徹底されているか。

(3) 会計経理関係

ア 適正な会計処理の徹底

(ア) 会計基準等に従った適正な会計処理が行われているか。

(イ) 計算書類等が適正に作成されているか。

(ウ) 資金移動等に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。

イ 管理組織の確立

(ア) 会計責任者と出納職員を区分するなど、内部牽制体制が確保されているか。

(イ) 資産管理が適正に行われているか。

ウ 契約事務の適正化

(ア) 契約締結の必要性を文書により明確化し、契約の透明性、正当性を第三者にも証明しうるものとしているか。

(イ) 契約締結に当たっては、入札の実施により透明性を確保しているか。また、随意契約は、関係通知等により認められた範囲において適切に実施しているか。

(4) 子ども・子育て支援新制度関係

児童福祉法等に基づく認可基準等を踏まえた上で、市運営基準条例に定める基準が遵守されているか。

3 実施概要

(1) 対象施設

ア 特定教育・保育施設（認可保育所）

イ 特定地域型保育事業者（家庭的保育事業者）

(2) 実施形態

ア 指導等

(ア) 実施方法

原則として、特定教育・保育施設等に指導職員が赴き、実地において実施する。

(イ) 実施単位

特定教育・保育施設等を単位として実施する。

(ウ) 班編成

1 指導班当たりの指導職員は、原則として3名とする。また、特定教育・保育施設等の状況により適宜体制を再編し、専門知識を有する職員を加えて実施する。

(エ) 日程及び対象

具体的な日程及び対象は、別に定める。

イ 検査

(ア) 実施方法

特定教育・保育施設等ごとに適宜日程を定め、実地に赴いて実施する。また、必要に応じ、特定教育・保育施設等の関係者の来庁を求め、執務室等において実施することができる。

(イ) 実施単位

特定教育・保育施設等を単位として実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たりの検査員は、原則として4名とする。また、特定教育・保育施設等の状況により適宜体制を再編し、専門知識を有する職員を加えて実施する。

(3) 選定方針

ア 選定時点

原則として、平成31年4月1日時点で現存する特定教育・保育施設等とする。ただし、年度途中に開設した施設については、必要に応じて指導検査の対象とする。

イ 特定教育・保育施設の選定方法

次に掲げる特定教育・保育施設を基本として市内の全ての特定教育・保育施設から対象となる施設を選定することとする。

(ア) 過去の指導検査において、指摘事項の改善が図られていない特定教育・保育施設

(イ) 苦情、通報等が多く寄せられており、その内容から運営状況の確認を要する特定教育・保育施設

(ウ) 新規に開設された特定教育・保育施設

(エ) 相当の期間にわたって、指導等を実施していない特定教育・保育施設

(オ) 特定保育施設で、東京都が児童福祉法に基づき指導検査を行う施設

(カ) その他指導検査の実施が必要と判断される特定教育・保育施設

ウ 特定地域型保育事業者の選定方法

原則として、市内全特定地域型保育事業者を年に1回指導等の対象とする。

4 関係団体等との連携

(1) 東京都

ア 児童福祉法に基づく都の指導検査との合同実施を行う。

イ 指導検査結果等について、必要な情報交換を行う。

ウ 都が認可する特定保育施設に違反疑義等が認められた場合、必要に応じて連携を行う。

エ 違反疑義等が複数の市区町村に関係する場合，東京都に総合的な調整を依頼する。

(2) 他市区町村

違反疑義等に関する情報について共有し，必要な対応を行う。

(3) 保育事務所管課

子ども家庭部と連携し，指導検査の事前準備，当日の検査協力や立会い，事後対応等を行う。